

障害女性研究における交差性アプローチ

○立命館大学 渡辺克典
愛知大学 土屋 葉
立命館大学 河口尚子
名古屋大学 後藤悠里
金城学院大学 時岡 新
愛知教育大学 伊藤綾香

1 目的

本報告では障害女性の「生きづらさ」に関する調査研究にむけて、「社会モデル」の実践的な展開である障害者権利条約以降の障害者差別をめぐる「交差性 (intersectionality)」 (Schiek & Lawson 2011) 概念について検討し、調査研究の課題について論じる。

2 方法

理論研究として、障害と交差性をめぐる歴史的な背景を整理し、障害研究と交差性フェミニスト分析 (Intersectional Feminist Frameworks) の先行研究について検討する。第1に、レイシズム研究やフェミニズム運動と関連したEUでの差別禁止関連法 (平等法) において交差性概念が用いられ拡大してきた社会的な背景について確認する。第2に、交差性概念を用いた先行研究で提起された課題について、障害者の差別事例や差別経験 (「生きづらさ」) の課題を検討する。

3 結果・考察

差別禁止関連法において、交差性は人種差別・性差別の不平等是正の制度化のなかで用いられ、交差性は人種・性差別をめぐる差別体験が重複し従属性が強化される事態——「二重処罰 (double jeopardy)」ともよばれる——複合的な差別として位置づけられてきた。障害女性をめぐる問題では、障害のある女性は機会や資源の不均衡が重複し、差別の多層性を分析する枠組みとして用いられてきた。しかしその一方で、交差性は差別禁止の制度化という歴史的背景の中で用いられてきた概念であるがゆえに、前提となるカテゴリー分類に優先が生じる、あるいは、適用されるカテゴリーによってはポジティブな組み合わせがありえることや (Söder 2009)、カテゴリー間対応の差異が生じる (Schiek 2011) ことが指摘されてきた。ここでは、差別の前提となるカテゴリーとして性別や人種、障害種別に加えて、年齢や就労における職種・企業規模といった多様な層の組み合わせに着目し、差別事例や差別経験が配置される (Shaw et al. 2013)。

以上のような交差性の特徴から、障害女性の「生きづらさ」を障害者差別をめぐる重複的な差別と制度的なカテゴリー間の差異＝＜隙間＞として位置づけることで、障害女性の「生きづらさ」に関する社会学研究として、(1)重複的な差別とカテゴリー間の差異に対する年齢やライフステージに着目した生活史研究やアイデンティティ研究をおこない、そのうえで／それと並行して、(2)重複的な差別に対する統計調査や回帰分析をおこなう、といった2つのアプローチ方法による調査研究が必要である。

4 主な文献

Söder, M. 2009, "Tensions, Perspectives and Themes in Disability Studies," *Scandinavian Journal of Disability Research*, 11(2).

Schiek, D. & A. Lawson eds., 2011, *European Union Non-Discrimination Law and Intersectionality*, Routledge.

Shaw R. L. et al., 2012, "Intersectionality and Disability Harassment," *Rehabilitation Counseling Bulletin*, 55(2).

Penner, A. M. & Aliya S., 2013, "Engendering Racial Perceptions," *Gender & Society*, 27(3).

DPI 女性障害者ネットワーク編, 2012, 『障害のある女性の生活の困難 人生の中で出会う複合的な生きにくさとは 複合差別実態調査報告書』